

地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則の一部改正 新旧対照表（案）

新			旧			改正理由等												
附 則 <u>(施行期日)</u> <u>1 この規則は、令和 7 年 7 月 日から施行する。</u> <u>(夏季休暇の経過措置)</u> <u>2 施行日前に改正前の就業規則第 52 条の規定により与えられた夏季休暇については、改正後の就業規則第 52 条の規定により与えられた夏季休暇とみなす。</u> 別表第 2（第 52 条関係） 年次休暇以外の休暇 <table><tr><td>休暇の種類</td><td>理由</td><td>期間</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>8 夏季休暇</td><td>職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため、勤務しないことが相当であると認められる場合</td><td><u>一の年の 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間内（医師及び歯科医師については、一の年の 7 月 1 日から 10 月 31 日までの期間内）につき 5 日以内</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></table>			休暇の種類	理由	期間	(略)			8 夏季休暇	職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため、勤務しないことが相当であると認められる場合	<u>一の年の 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間内（医師及び歯科医師については、一の年の 7 月 1 日から 10 月 31 日までの期間内）につき 5 日以内</u>	(略)						・医師について夏季休暇の取得期間を延長するための改正
休暇の種類	理由	期間																
(略)																		
8 夏季休暇	職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため、勤務しないことが相当であると認められる場合	<u>一の年の 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間内（医師及び歯科医師については、一の年の 7 月 1 日から 10 月 31 日までの期間内）につき 5 日以内</u>																
(略)																		